

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	福岡財務支局長	
【提出日】	令和7年3月10日	
【会社名】	株式会社高田工業所	
【英訳名】	TAKADA CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 寿一郎	
【本店の所在の場所】	北九州市八幡西区築地町1番1号	
【電話番号】	093(632)2631	
【事務連絡者氏名】	総務部長 高原 哲也	
【最寄りの連絡場所】	北九州市八幡西区築地町1番1号	
【電話番号】	093(632)2631	
【事務連絡者氏名】	総務部長 高原 哲也	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,275,394,436円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	894,386株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本第三者割当」といいます。)は令和7年3月10日開催の取締役会決議によります。
2. 上記発行数は、第三者割当による新株式の発行に係る募集株式数113,400株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式780,986株の合計です。
3. 本第三者割当のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
4. 当社と割当予定先である日揮株式会社(以下、「日揮」といいます。)は、令和7年3月10日付で資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携契約」といいます。)を締結する予定です(以下、これに基づく業務提携を「本資本業務提携」といいます。)
5. 振替機関の名称及び住所
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	新株式の発行	113,400株	80,950,000
	自己株式の処分	780,986株	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	894,386株	1,275,394,436	80,950,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本第三者割当に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、80,758,400円です。なお、自己株式処分による第三者割当の払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,426	80,950,000	100株	令和7年3月26日	-	令和7年3月26日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本第三者割当に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。なお、自己株式処分による第三者割当の払込金額は資本組入れされません。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社と日揮の間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに日揮との間で総数引受契約を締結しない場合には、本第三者割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社高田工業所	福岡県北九州市八幡西区築地町1番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
福岡銀行 黒崎支店	福岡県北九州市八幡西区黒崎3丁目2番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,275,394,436	42,570,000	1,232,824,436

注) 1. 新規発行による手取金の額とは、本有価証券届出書においては本第三者割当による手取金をいいます。

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、ファイナンシャルアドバイザー手数料、登記関連費用及びその他事務費用の合計額です。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
経営システム刷新費用	650百万円	令和7年4月～令和10年3月
新システム運転費用	583百万円	令和7年4月～令和12年3月

(注) 当社は、差引手取概算額の支出予定時期までの資金管理については、当社預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

当社は令和4年5月に公表した第5次中期経営計画(令和4年度～令和8年度)の基本方針として掲げている「付加価値・生産性の向上」の実現に向け将来的なDXにつながる取り組みをしている中、全社的な業務プロセス改革や経営システムを刷新するため、次期システムの中心となる全社基幹システム(ERP)(以下、「本システム」といいます。)を令和9年3月までに新たに導入する予定としています。また本システム導入に伴い調達・工程管理・要員管理・施工管理等の各管理システムも抜本的に見直し、本システムへ連動させるとともに、EPC(注)キャパシティー向上に向けた新たな設計ツールの導入も予定しております。

そのため、本第三者割当による調達資金のうち650百万円について本システムを中心とした新たなシステム導入等への投資に充当し、本資本業務提携の目的達成並びに中長期的な持続的成長に向けた全社改革の土台作りを図ります。

(注) EPC: Engineering(設計)、Procurement(調達)、Construction(建設)

経営システム刷新に伴い、新システムの運用によるランニングコストが発生致します。かかるランニングコストについて令和12年3月まで本第三者割当による調達資金のうち583百万円を充当することで新システムの安定的な運用を目指します。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	日揮株式会社
本店の所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 社長執行役員 山口 康春
資本金	10億円
事業の内容	1. 国内における各種プラント・施設のEPC事業及び保全事業 2. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業及び職業安定法に基づく有料職業紹介事業
主たる出資者及びその出資比率	日揮ホールディングス株式会社 100%

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		当社から当該会社へ従業員11名を派遣しております。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		当社の関係会社は当該会社の関係会社から、産業用プラント設備・電力設備等の機械工事・機器製作等を受注しておりますが、取引額は軽微であるため、特筆すべき取引関係はありません。

(3) 割当予定先の選定理由

昭和15年に創業した当社は、基礎素材産業をはじめ、さまざまな産業設備の設計から調達、製作、建設、メンテナンスまでを担い、国内外問わず各種産業の発展に携わってまいりました。創業から80年以上が経過した近年では、これまで培った技術・技能を活かし、装置事業や設備診断事業へと範囲を拡大しながら、ICTやデジタル化を積極的に取り入れ、時代の変化に順応した事業を展開しております。

現在推進しております第5次中期経営計画（令和4年度～令和8年度）は、基本方針として、『「成長する産業分野での拡大」・「既存事業の維持・拡大」を軸に、付加価値・生産性の向上を図り、事業構造変革を強力に推進する』、『一人ひとりが新しい仕事・やり方に挑戦し、レベルアップをすることで、現要員体制での生産・利益の拡大を目指す！』を掲げております。また、4つの「実行策の指針」に基づき、既存事業の強化・拡大、新規事業の加速を図ると共に、成長に向けた組織活力の向上及び持続可能な社会の実現への貢献を推進しております。

そのような中、国内では低・脱炭素案件が増加する一方、EPC遂行リソースの確保が大きな課題となっております。当社はEPC事業の強化を図る中で、令和5年11月より、国内外において多数のEPC遂行実績を持つ日揮とプラントEPC分野における協業を行っております。これにより、両社におけるEPC遂行キャパシティの向上を図り、顧客からの要望の強い低・脱炭素案件への取り組みを強化することで、EPC遂行体制の安定化を目指しております。

また、国内プラントの老朽化に伴い、シャットダウンメンテナンスの大規模化が進み、これに対応する人員も逼迫しております。持続可能なインフラ維持のためには、更なる業務効率化や工事管理・メンテナンス体制の強化が必要となります。そこで、DXを用いた業務効率化等による顧客への提供価値の向上に向け、両社で連携することで本分野への貢献に努めております。

一方で当社は、令和22年の創業100周年に向け、上記第5次中期経営計画を遂行しておりますが、令和6年2月に優先株式の処理が全て完了し、再建が完了したことにより、新たな成長フェーズへと移行しております。

このような中、次期中期経営計画を見据え、令和6年11月に創業100周年に向けて令和12年頃をマイルストーンとした「中長期の展望」を策定・公表いたしました。

上記第5次中期経営計画にて掲げた基本方針の下、各種施策を着実に実行し、TAKADAグループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた戦略を推進しております。実現に向けた具体的な取り組みとしては、日揮との連携協定を軸としたEPC事業強化の加速や経営管理システムの刷新による経営効率、組織効率の向上等を掲げております。

こうした背景から、当社は令和5年11月より協業を行っております日揮との連携を一層強化するため、当社の経営の自主性・独立性を損なわないことを前提として、本資本業務提携契約を締結することといたしました。本資本

業務提携は、急激な労働人口減少という深刻な社会的課題に直面する中で、我が国の産業基盤の持続的な発展に寄与すべく、エンジニアリング及び施工マネジメントにおける高度な専門性と豊富な経験を有する両社が協力することにより、両社の将来的なプラントエンジニアリング及びメンテナンス分野における施工対応力を維持・強化し、もって両社の企業価値を向上させることを目的としております。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 894,386株

(5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本資本業務提携に基づく関係強化の趣旨に鑑み、本第三者割当に係る株式について、中長期的に継続して保有する方針である旨の説明を口頭にて受けております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により割り当てられる当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、日揮から本第三者割当により取得する株式の払込みに要する資金は確保している旨の報告を受けております。また、日揮から直近(令和7年3月期第3四半期)の財務諸表の提示を受け、売上高、総資産、純資産、現金及び預金等を確認した結果、本第三者割当の払込みに必要かつ十分な資産等を保有していることを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

日揮の親会社である日揮ホールディングス株式会社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、日揮ホールディングス株式会社が東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、日揮ホールディングス株式会社は、日揮グループ行動規範を定め、暴力団その他反社会的勢力からの要求は断固として拒否する旨、また、外部の専門機関から随時情報を収集するとともに、ガバナンス統括オフィス総務ユニットにて当該情報を一元的に管理している旨を確認したことにより、日揮及びその役員は反社会的勢力と一切の関係を有していないと判断しております。

上記の通り、日揮及びその役員は反社会的勢力と一切の関係を有していないことを確認しており、別途その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額及び処分価額の算定根拠並びにその合理性に関する考え方

発行価額及び処分価額は、割当予定先と協議をした結果、本第三者割当に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(令和7年3月7日)を基準とする1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値単純平均である1,426円(円単位未満切り捨て。平均の計算において以下同じ。)といたしました。

本取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値単純平均を基準としたのは、直前取引日という特定の一時点を基準とするのではなく、平均株価という一定期間を平準化された値を採用することが、一時的な株価変動等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く、かつ合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1ヶ月平均としたのは、1ヶ月を超える期間の平均とすると直近の株式価値と乖離する可能性があるため、基準日の直近1ヶ月平均を基準に発行価額及び処分価額を決定することが合理的であると判断しました。

当該発行価額及び処分価額は本取締役会決議日の直前営業日(令和7年3月7日)の当社普通株式の終値である1,387円に対しては2.81%のプレミアム(小数第3位を四捨五入。ディスカウント及びプレミアムの計算において以下同じ。)、本取締役会決議日の直前3ヶ月間(令和6年12月9日から令和7年3月7日まで)の終値単純平均である1,514円に対しては5.81%のディスカウント、本取締役会決議日の直前6ヶ月間(令和6年9月9日から令和7年3月7日まで)の終値単純平均である1,518円に対しては6.06%のディスカウントとなります。

当該発行価額及び処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、特に有利な発行価額及び処分価額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本第三者割当の発行価額及び処分価額について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本第三者割当の発行価額及び処分価額の発行につき決議いたしました。なお、本第三者割当に係る取締役会決議に出席した当社監査役4名全員(うち社外監査役2名)から、本第三者割当に係る発行価額及び処分価額は、本取締役会

決議日の直前営業日における当社普通株式の終値1,387円に対して2.81%のプレミアムとなっており、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上となっていること等を踏まえると、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な発行価額及び処分価額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当において割当予定先に割り当てる当社普通株式の数は894,386株(議決権数8,943個)の予定であり、令和6年9月30日現在の発行済株式総数7,220,950株(令和6年9月30日現在の総議決権数63,265個)に対して、12.39%(議決権比率14.14%)の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当は割当予定先との本資本業務提携の一環として行うものであるところ、本資本業務提携は、割当予定先が当社の一定数の株式を保有することによる中長期的なパートナーシップのもと、EPC事業及びメンテナンス分野において提携することにより、当社の中長期的な企業価値向上に寄与するものであり、ひいては株主価値の向上に資するものであると考えていることから、本第三者割当による発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日揮株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号	0	0.00%	1,466,900	20.31%
西日本興産株式会社	福岡県北九州市八幡西区築地町1番1号	785,460	12.41%	785,460	10.88%
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	482,700	7.63%	482,700	6.68%
株式会社UH Partners 2	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号	475,100	7.51%	475,100	6.58%
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号	312,674	4.94%	312,674	4.33%
高田工業所社員持株会	福岡県北九州市八幡西区築地町1番1号	287,274	4.54%	287,274	3.98%
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	404,928	6.40%	220,100	3.05%
佐藤一孝	群馬県伊勢崎市	147,300	2.33%	147,300	2.04%
株式会社UH Partners 3	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号	115,700	1.83%	115,700	1.60%
嶋 陽一	兵庫県尼崎市	100,000	1.58%	100,000	1.38%
計		3,111,136	49.17%	4,393,208	60.84%

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、令和6年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 割当後の総議決権数は、令和6年9月30日現在の総議決権数63,265個に、本第三者割当による割当予定数の全てについて払込みがなされた場合に増加する議決権数8,943個、既存株主からの相対取引により日揮が取得する単元未満株式を合わせることにより増加する議決権数1個並びに本第三者割当により日揮が取得する単元未満株式と既存株主からの相対取引により取得する単元未満株式を合わせることで増加する議決権数1個を加算した72,210個としております。
3. 総議決権数に対する議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入し、表示しております。
4. 割当予定先である日揮は、本日付で既存株主との間で締結する予定の株式譲渡契約に基づき、令和7年3月26日付で既存株主から相対取引により当社普通株式572,514株を取得する予定であるため、日揮の割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当により日揮に割り当てられる株式数(894,386株)のほか、既存株主から上記相対取引により取得する株式数(572,514株)を加算して算出しております。
5. 高田工業所社員持株会の所有株式数につきましては、令和6年12月20日付けで公表した「社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分の払込完了及び一部失権に関するお知らせ」の通り、当社株式95,800株を割り当てておりますが、当社として令和7年3月10日現在における所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
6. 株式会社UH Partners 3の所有株式数につきましては、令和7年3月7日付けで関東財務局長に提出された変更報告書において、令和7年2月28日現在で以下の通り株式を保有している旨が記載されているものの、当社として令和7年3月10日現在における所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、株券等保有割合は令和7年2月28日現在の発行済株式等総数に対する割合です。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数(株)	株券等保有 割合
株式会社UH Partners 3	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号	213,200	2.95%

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第77期、提出日令和6年6月24日）及び半期報告書（第78期中、提出日令和6年11月14日）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日（令和7年3月10日）までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（令和7年3月10日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第2 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第77期）の提出日（令和6年6月24日）以後、本有価証券届出書提出日（令和7年3月10日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（令和6年6月24日提出）

1 提出理由

令和6年6月21日開催の当社第77回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日 令和6年6月21日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

第77期の期末配当金については普通株式1株当たりの配当金として50円とする。また、その他の剰余金の処分として、別途積立金を増加させ、繰越利益剰余金を1,000,000,000円減少させる。

第2号議案 定款一部変更の件

優先株式に関する条項、文言並びに別紙を削除・変更する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、高田寿一郎氏、長谷川啓司氏、田所弘氏、丸山裕氏、岩本健太郎氏、仲村公孝氏、荒井岳彦氏、稲葉和彦氏、鳥居玲子氏（戸籍上の氏名：永原玲子。以下同様。）及び坂本剛氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、牟田郁二氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、神尾康生氏を選任する。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

譲渡制限付株式の付与のための報酬を決定する。

（3）当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	43,262個	338個	0個	96.96%	可決
第2号議案	43,411個	189個	0個	97.30%	可決

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第3号議案					
高田 寿一郎氏	42,657個	943個	0個	95.61%	可決
長谷川 啓司氏	43,290個	310個	0個	97.03%	可決
田所 弘氏	42,890個	710個	0個	96.13%	可決
丸山 裕氏	42,446個	1,154個	0個	95.14%	可決
岩本 健太郎氏	42,442個	1,158個	0個	95.13%	可決
仲村 公孝氏	42,446個	1,154個	0個	95.14%	可決
荒井 岳彦氏	42,447個	1,153個	0個	95.14%	可決
稲葉 和彦氏	43,287個	313個	0個	97.02%	可決
鳥居 玲子氏	43,273個	327個	0個	96.99%	可決
坂本 剛氏	43,270個	330個	0個	96.98%	可決
第4号議案					
牟田 郁二氏	43,098個	502個	0個	96.60%	可決
第5号議案					
神尾 康生氏	43,215個	385個	0個	96.86%	可決
第6号議案	43,039個	561個	0個	96.46%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- ・第1号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上

(令和6年8月29日提出)

1 提出理由

当社は、令和6年8月29日(以下「本取締役会決議日」といいます。)開催の取締役会において、社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度(以下「本制度」といいます。)に基づき、高田工業所社員持株会(以下「本持株会」といいます。)を割当予定先として、自己株式(以下「本割当株式」といいます。)の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2 報告内容

(1) 処分の概要

銘柄	種類	株式の内容
株式会社高田工業所株式	普通株式	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

処分数	処分価格	処分価額の総額	資本組入額	資本組入額の総額
171,500株 (注1)	1,458円 (注2)	250,047,000円 (注1、3)	-	-

- (注) 1. 上記処分数及び処分価額の総額は、本臨時報告書提出日における本制度の適用対象となり得る最大人数である当社及び当社の完全子会社の社員1,715名に対して、それぞれ100株を付与するものと仮定して算出した処分数及び処分価額の総額であり、本自己株式処分の処分数及び処分価額の総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の本制度に同意する当社及び当社の完全子会社の社員(以下「対象社員」といいます。)の数に応じて確定します。
2. 処分価格は、令和6年8月28日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である1,458円としております。
3. 処分価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の処分価額の総額であり、本取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値に処分数の見込数量を乗じて算出した見込み額です。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

相手方	人数	処分数
高田工業所社員持株会	1名	171,500株

- (3) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第1項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
高田サービス株式会社、高田プラント建設株式会社及び渡部工業株式会社は、当社が発行済株式の総数を所有する会社です。

(4) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社は、割当予定先である対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定です。

なお、本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式の払込金額に充当するものとして当社又は当社の完全子会社から対象社員に対して支給され、本持株会に対して拠出される金銭債権合計金250,047,000円(処分する株式1株につき出資される金銭債権の額は金1,458円)を出資財産として、現物出資の方法により行われるものです。

譲渡制限期間

令和6年12月20日から令和10年5月31日まで

譲渡制限の解除条件

対象社員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

本持株会を退会した場合の取扱い

対象社員が、譲渡制限期間中に、定年その他の正当な事由により、本持株会を退会する場合(会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会も含む。)には、当社は、本持株会が対象社員の退会申請を受け付けた日(会員資格を喪失した場合には当該資格を喪失した日(死亡による退会の場合には死亡した日)とし、以下「退会申請受付日」という。)において当該対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の数の本割当株式の数に、本処分期日を含む月の翌月から退会申請受付日を含む月までの月数を譲渡制限期間に係る月数(41)で除した結果得られる数を乗じた結果得られる数(1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

非居住者となる場合の取扱い

対象社員が、譲渡制限期間中に、海外転勤等により、非居住者に該当することとなる旨の当社又は当社子会社の決定が行われた場合には、当該決定が行われた日(以下「海外転勤等決定日」という。)における当該対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、海外転勤等決定日をもって譲渡制限を解除する。

当社による無償取得

対象社員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記若しくはで定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、本持株会規約等のために従い、譲渡制限付株式持分について、対象社員の有するそれ以外の会員持分と分別して登録し、管理する。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

（５）当該株券が譲渡についての制限がなされていない他の株券と分別して管理される方法

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理され、対象社員からの申し出があったとしても、専用口座で管理される本割当株式の振替等は制約されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、本持株会が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。

（６）本割当株式の処分期日

令和6年12月20日

（７）振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第77期)	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	令和6年6月24日 福岡財務支局長に提出
半期報告書	事業年度 (第78期中)	自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日	令和6年11月14日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和6年6月20日

株式会社高田工業所

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田邊 晴康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 憲吾
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高田工業所の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高田工業所及び連結子会社の令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

直接原価をインプットの指標とするインプット法による完成工事高の計上 【注記事項】(重要な会計上の見積り) 1.インプット法による完成工事高の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和6年3月期において完成工事高52,257,352千円を計上している。そのうち、直接原価をインプットの指標とするインプット法を適用している取引(竣工済の工事を除く。)は9,284,775千円(完成工事高に対する割合17.77%)である。</p> <p>会社は、工事収益総額、工事原価総額及び会計年度末における工事進捗度について信頼性のある見積りを行い、インプット法の適用を行っている。会社は、信頼性のある見積りを行うため、工事着工前に工事原価総額について実行予算を策定している。</p> <p>建設業においては、工事着工後も当事者間の合意によって、工事の追加や削減、工事の内容(仕様、設計、デザイン、工事方法、場所、工期等)の変更などが行われることが少なくない。また、現場の価格交渉等により、外注費や材料費が変動する可能性や、当初予算策定時に想定していなかった工期の変更などが生じ、工事収益総額及び工事原価総額が変動する場合がある。</p> <p>このような状況において、実行予算の策定及び見直しが適時・適切に実施されなかった場合、工事原価総額の見積りが適切に行われず、結果としてインプット法による完成工事高が適切に計上されない可能性がある。</p> <p>インプット法による完成工事高の計上及び工事原価総額の見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っているものの、これらの仮定は工事内容や工期の変更などにより変動することもあり、適時・適切に見積りを見直すことは経営者の重要な判断を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、インプット法による完成工事高の計上及び工事原価総額の見積りを検討するにあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <p>内部統制の評価</p> <p>工事等の実行予算の策定プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について、特に以下の内部統制に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実行予算の策定及び適切な承認が行われる統制 ・ 工事契約の変更やその他の事後的な事情の変化を識別し、工事原価総額の見積りを適時に実行予算へ反映する統制 <p>工事原価総額の見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期末決算日において仕掛中であった工事の工事原価総額について、その後の実績との比較を行い、工事原価総額に関する経営者の見積りの精度を検討した。 ・ 工事原価総額の見積りに使用される実行予算とその基礎となる原価積算資料との整合性を確認し、重要な仮定については、積算の根拠となった見積書等との突合、または決算日後に発生した実績工事原価と工事原価総額の見積りとの比較検討を行った。 ・ 決算日において仕掛中の工事について、工事現場の視察を行い、現場における進捗状況と工程表を照合し、予算表に反映されている進捗率と乖離が生じていないか検討した。 ・ 生産会議資料の閲覧を行い、実行予算の見直しに関する判断について、工事担当者への質問を行うとともに、見直しの根拠資料との突合を行った。また、適時・適切に実行予算へ反映しているかを確かめた。 ・ 決算日後に行われた工事原価総額の見積りの重要な変更の有無について確認した。

契約書等で確定していない完成工事高の計上 【注記事項】(重要な会計上の見積り)2. 契約書等で確定していない完成工事高の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和6年3月期において完成工事高52,257,352千円を計上している。そのうち、完成工事高42,956千円(完成工事高総額に占める割合は0.1%)については、得意先からの最終的な注文書や契約書が未入手であるため、過去の実績等に基づき収益を見積ったうえで概算計上している。</p> <p>工事の受注にあたっては、通常、会社は工事着工前に得意先から注文書や契約書を入手するが、プラント建設業・プラント保全業においては、工事着工後も当事者間の合意によって、工事の追加や削減、工事の内容(工事範囲、仕様、設計、デザイン、工事方法、工期等)の変更などが行われることが少なくない。また、保全業務においては、作業実績金額の精算に伴って注文金額が事後的に確定することがある。</p> <p>このように得意先から適時に注文書や契約書を入手できない場合において、会社は、個別の工事に要した原価やこれに基づき提出する見積書、得意先との交渉過程で得られる内示・査定情報、過去に行った得意先との交渉結果などに基づき契約金額の見積りを行っている。</p> <p>上記から、契約書等で確定していない完成工事高の計上は、当事者間での実質的な合意の有無及び当該合意の内容に基づく対価の見積りに関する経営者の判断を伴い、財務報告に与える質的な重要性が高く、証明力の強い監査証拠の入手が必要となることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、契約書等で確定していない完成工事高の計上を検討するため、主として以下の手続を実施した。</p> <p>内部統制の評価</p> <p>完成工事高の概算計上を適切に行うために会社が構築した内部統制の整備・運用状況の有効性について、以下の内部統制に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約金額(工事金)の見積りが必要とされる工事案件について、概算工事金計上のための申請書が受注部門により作成され、概算計上が網羅的かつ適切に行われる統制 工事金が概算計上された工事案件について、金額決定時に概算工事金の決定報告書が受注部門により適切に作成され、確定額の計上が行われる統制 概算計上の合理性の評価 概算工事の計上根拠資料の閲覧及び担当者への質問及び過去の類似的な工事案件との比較により、完成工事高を概算計上している合理的な理由について検討した。 得意先に提出した見積書等と原価の発生状況を示す生産管理表との整合性を検討した。 得意先との交渉資料等の根拠資料を閲覧し、当事者間での実質的な合意の有無及び当該合意の内容に基づく対価の見積りに関する経営者の判断の合理性について検討した。 決算日以降に確定した概算工事金については、概算計上額と確定額を工事案件ごとに比較し、差額についてはその要因を質問し、概算計上時点において最善の見積りが行われていなかった可能性の有無について批判的に検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社高田工業所の令和6年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社高田工業所が令和6年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和6年6月20日

株式会社高田工業所

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田邊 晴康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 憲吾
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高田工業所の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第77期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高田工業所の令和6年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

直接原価をインプットの指標とするインプット法による完成工事高の計上
 【注記事項】(重要な会計上の見積り) 1. インプット法による完成工事高の計上

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和6年3月期において完成工事高43,886,257千円を計上している。そのうち、直接原価をインプットの指標とするインプット法を適用している取引(竣工済の工事を除く。)は8,241,359千円(完成工事高に対する割合18.78%)である。</p> <p>会社は、工事収益総額、工事原価総額及び会計年度末における工事進捗度について信頼性のある見積りを行い、インプット法の適用を行っている。会社は、信頼性のある見積りを行うため、工事着工前に工事原価総額について実行予算を策定している。</p> <p>建設業においては、工事着工後も当事者間の合意によって、工事の追加や削減、工事の内容(仕様、設計、デザイン、工事方法、場所、工期等)の変更などが行われることが少なくない。また、現場の価格交渉等により、外注費や材料費が変動する可能性や、当初予算策定時に想定していなかった工期の変更などが生じ、工事収益総額及び工事原価総額が変動する場合がある。</p> <p>このような状況において、実行予算の策定及び見直しが適時・適切に実施されなかった場合、工事原価総額の見積りが適切に行われず、結果としてインプット法による完成工事高が適切に計上されない可能性がある。</p> <p>インプット法による完成工事高の計上及び工事原価総額の見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っているものの、これらの仮定は工事内容や工期の変更などにより変動することもあり、適時・適切に見積りを見直すことは経営者の重要な判断を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、インプット法による完成工事高の計上及び工事原価総額の見積りを検討するにあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <p>内部統制の評価</p> <p>工事等の実行予算の策定プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について、特に以下の内部統制に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実行予算の策定及び適切な承認が行われる統制 ・ 工事契約の変更やその他の事後的な事情の変化を識別し、工事原価総額の見積りを適時に実行予算へ反映する統制 <p>工事原価総額の見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期末決算日において仕掛中であった工事の工事原価総額について、その後の実績との比較を行い、工事原価総額に関する経営者の見積りの精度を検討した。 ・ 工事原価総額の見積りに使用される実行予算とその基礎となる原価積算資料との整合性を確認し、重要な仮定については、積算の根拠となった見積書等との突合、または決算日後に発生した実績工事原価と工事原価総額の見積りとの比較検討を行った。 ・ 決算日において仕掛中の工事について、工事現場の視察を行い、現場における進捗状況と工程表を照合し、予算表に反映されている進捗率と乖離が生じていないか検討した。 ・ 生産会議資料の閲覧を行い、実行予算の見直しに関する判断について、工事担当者への質問を行うとともに、見直しの根拠資料との突合を行った。また、適時・適切に実行予算へ反映しているかを確かめた。 ・ 決算日後に行われた工事原価総額の見積りの重要な変更の有無について確認した。

契約書等で確定していない完成工事高の計上 【注記事項】(重要な会計上の見積り)2. 契約書等で確定していない完成工事高の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和6年3月期において完成工事高43,886,257千円を計上している。そのうち、完成工事高42,956千円(完成工事高総額に占める割合は0.1%)については、得意先からの最終的な注文書や契約書が未入手であるため、過去の実績等に基づき収益を見積ったうえで概算計上している。</p> <p>工事の受注にあたっては、通常、会社は工事着工前に得意先から注文書や契約書を入手するが、プラント建設業・プラント保全業においては、工事着工後も当事者間の合意によって、工事の追加や削減、工事の内容(工事範囲、仕様、設計、デザイン、工事方法、工期等)の変更などが行われることが少なくない。また、保全業務においては、作業実績金額の精算に伴って注文金額が事後的に確定することがある。</p> <p>このように得意先から適時に注文書や契約書を入手できない場合において、会社は、個別の工事に要した原価やこれに基づき提出する見積書、得意先との交渉過程で得られる内示・査定情報、過去に行った得意先との交渉結果などに基づき契約金額の見積りを行っている。</p> <p>上記から、契約書等で確定していない完成工事高の計上は、当事者間での実質的な合意の有無及び当該合意の内容に基づく対価の見積りに関する経営者の判断を伴い、財務報告に与える質的な重要性が高く、証明力の強い監査証拠の入手が必要となることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、契約書等で確定していない完成工事高の計上を検討するため、主として以下の手続を実施した。</p> <p>内部統制の評価</p> <p>完成工事高の概算計上を適切に行うために会社が構築した内部統制の整備・運用状況の有効性について、以下の内部統制に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額(工事金)の見積りが必要とされる工事案件について、概算工事金計上のための申請書が受注部門により作成され、概算計上が網羅的かつ適切に行われる統制 ・ 工事金が概算計上された工事案件について、金額決定時に概算工事金の決定報告書が受注部門により適切に作成され、確定額の計上が行われる統制 ・ 概算計上の合理性の評価 ・ 概算工事の計上根拠資料の閲覧及び担当者への質問及び過去の類似的な工事案件との比較により、完成工事高を概算計上している合理的な理由について検討した。 ・ 得意先に提出した見積書等と原価の発生状況を示す生産管理表との整合性を検討した。 ・ 得意先との交渉資料等の根拠資料を閲覧し、当事者間での実質的な合意の有無及び当該合意の内容に基づく対価の見積りに関する経営者の判断の合理性について検討した。 ・ 決算日以降に確定した概算工事金については、概算計上額と確定額を工事案件ごとに比較し、差額についてはその要因を質問し、概算計上時点において最善の見積りが行われていなかった可能性の有無について批判的に検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

令和6年11月11日

株式会社高田工業所

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田邊 晴康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北野 和行
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社高田工業所の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高田工業所及び連結子会社の令和6年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の

注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。